平成２２年度実績評価計画書

国家公安委員会・警察庁
平成２２年３月

第１　この計画書の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成20年12月国家公安委員会・警察庁決定）においては、国家公安委員会及び警察庁における実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択した上で、業績目標ごとに設定した業績指標（認知件数等のアウトカム指標又は検挙件数等のアウトプット指標）を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、実績評価計画書を作成し、公表することとしている。

第２　評価の対象

平成22年度においては、次の７の基本目標を実現するための29の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、実現状況を把握することとする。

なお、業績目標ごとの実現状況については、23年度に評価書を作成する。

基本目標１　市民生活の安全と平穏の確保
- 業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標２　地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標３　少年非行の防止
- 業績目標４　犯罪等からの少年の保護
- 業績目標５　良好な生活環境の保持
- 業績目標６　経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
- 業績目標７　環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止

基本目標２　犯罪捜査の的確な推進
- 業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標４　振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標６　被疑者取調べの適正化の更なる推進

基本目標３　組織犯罪対策の強化
- 業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
- 業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
- 業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化
- 業績目標５　犯罪収益対策の推進

基本目標４　安全かつ快適な交通の確保
- 業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止
- 業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立

業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
業績目標５　道路交通環境の整備
基本目標５　国の公安の維持
業績目標１　重大テロ事案等の予防鎮圧
業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施
業績目標４　国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標６　犯罪被害者等の支援の充実
業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標７　安心できるＩＴ社会の実現
業績目標１　情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

第３　実績評価計画書

基本目標１　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進状況（強姦、強制わいせつ等の認知件数及び声かけ等前兆事案への的確な対処事例） 達成目標：子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みを的確に推進する（強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声かけ等前兆事案への的確な対処）。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
	参考指標②	防犯ボランティア団体の活動状況 （防犯ボランティア団体数、構成員数等）
	参考指標③	防犯教室開催数
	参考指標④	スクールサポーター数
	参考指標⑤	子ども110番の家講習開催数
	参考指標⑥	子ども女性安全対策班の活動状況
業績目標達成のために行う施策	○　子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業による自主防犯活動の支援拡大 ○　防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進 ○　子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組みの推進 ○　携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進	

	○　防犯性に優れた共同住宅（防犯優良マンション）の普及の促進 ○　防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進
政策所管課	生活安全企画課

基本目標１　業績目標２　平成22年度実績評価計画書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">市民生活の安全と平穏の確保</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。

基準年：17～21年度　　達成年：22年度

目標設定の考え方及び根拠：
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：通信指令を担う人材育成の推進状況（事例）

達成目標：通信指令に係る人材育成関係施策の効果的な推進を図る。

基準年：20～21年度　　達成年：22年度

目標設定の考え方及び根拠：
通信指令を担う人材育成の推進状況は、都道府県警察における初動警察活動強化の度合いを測る一つの指標となるため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参考指標</td><td>参考指標①</td><td>地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況</td></tr>
<tr><td>参考指標②</td><td>警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム</td></tr>
<tr><td>業績目標達成のために行う施策</td><td colspan="2">○　パトロールの強化
○　職務質問技能指導員等の指定及び育成
○　交番相談員の増配置
○　人材育成、体制強化等による通信指令の強化</td></tr>
<tr><td>政策所管課</td><td colspan="2">地域課</td></tr>
</table>

基本目標１　業績目標３　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、少年が再び非行に走ることのないよう立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比（注）、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数） 注：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。 達成目標：刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯少年の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、刑法犯少年については、認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：非行少年の立ち直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等） 達成目標：非行少年の立ち直り支援を的確に推進する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 非行少年の立ち直り支援の推進状況は、少年非行防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行う施策	○　刑法犯少年の検挙活動の推進 ○　不良行為少年の補導活動の推進 ○　非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進 ○　非行防止教室等の開催の推進	
政策所管課	少年課	

基本目標１　業績目標４　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） 達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） 達成目標：被害少年に対する支援を推進する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　福祉犯等の検挙活動の推進 ○　児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムに基づく児童ポルノ対策の推進 ○　有害環境の浄化活動の推進（インターネット上の有害情報対策の推進等） ○　児童虐待等による被害を受けた少年に対する支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等）	
政策所管課	少年課	

基本目標１　業績目標５　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：風俗営業等に対する行政処分件数 達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：猟銃等による事件・事故の発生件数 達成目標：猟銃等による事件・事故の発生件数を過去５年間の平均より減少させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 猟銃等による事件・事故の発生件数の減少は、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等が推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	風俗営業等の許可・届出件数
	参考指標②	猟銃等の所持許可丁数
業績目標達成のために行う施策	○　風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 ○　人身取引事犯の取締りの強化 ○　子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を活用した被害者の保護及び捜査の推進 ○　猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実	

政策所管課	保安課

基本目標１　業績目標６　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害するとともに、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ヤミ金融事犯（注１）の検挙事件数及び検挙人員 注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件 達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：特定商取引等事犯（注２）の検挙事件数及び検挙人員 注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件 達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：知的財産権侵害事犯（注３）の検挙事件数及び検挙人員 注３：食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く 達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：食の安全に係る事犯（注４）の検挙事件数及び検挙人員 注４：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯 達成目標：食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠：

		食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、食の安全に係る事犯の取締りが推進されたことを示し、食の安全の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数
	参考指標②	「食品表示110番」の相談受理件数
業績目標達成のために行う施策	○　関係機関・団体との連携によるヤミ金融事犯、特定商取引等事犯等の取締り及び被害広報啓発活動の推進 ○　政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化 ○　政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化 ○　食品の産地等偽装表示事犯等の取締りの推進及び関係省庁との情報交換の強化	
政策所管課	生活経済対策管理官	

基本目標１　業績目標７　平成22年度実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	
業績目標の説明	環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 一般廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、環境を破壊する犯罪の取締りが推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	産業廃棄物の不法投棄件数
業績目標達成のために行う施策	○　環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境事犯の取締りの推進	
政策所管課	生活経済対策管理官	

基本目標２　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪（注１）に係る捜査の強化 注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ	
業績目標の説明	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要犯罪の検挙率 達成目標：殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率を向上させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	各重要犯罪の認知件数
	参考指標②	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標③	各重要犯罪の検挙人員
	参考指標④	警察における死体取扱数、刑事調査官の臨場死体取扱数及び死体解剖総数
業績目標達成のために行う施策	○　情報分析支援システム（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）（注２）の活用 ○　捜査特別報奨金制度の活用 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ○　ＤＮＡ型データベースの活用 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 ○　適正な死体取扱業務を推進するための取組み ○　合同捜査及び共同捜査の推進 注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム	
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	

基本目標２　業績目標２　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯（注）に係る捜査の強化 注：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり	
業績目標の説明	重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要窃盗犯の検挙率 達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率を向上させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標②	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標③	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行う施策	○　情報分析支援システム（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）の活用 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ○　ＤＮＡ型データベースの活用 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 ○　合同捜査及び共同捜査の推進	
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	

基本目標２　業績目標３　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） 達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 ○　企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 ○　全国会議の開催	
政策所管課	捜査第二課	

基本目標２　業績目標４　平成22年度実績評価計画書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">犯罪捜査の的確な推進</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">振り込め詐欺（恐喝）（注）の犯行手口は、日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。
注：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）（電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、架空請求詐欺（恐喝）（郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、融資保証金詐欺（実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事案）及び還付金等詐欺（税金還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺事案）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：振り込め詐欺（恐喝）の発生状況（認知件数及び被害総額）

達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額を前年度よりも減少させる。

基準年：21年度　　達成年：22年度

目標設定の考え方及び根拠：
振り込め詐欺（恐喝）の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙状況（検挙件数及び検挙人員）

達成目標：振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員を前年度よりも増加させる。

基準年：21年度　　達成年：22年度

目標設定の考え方及び根拠：
振り込め詐欺（恐喝）の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。</td></tr>
<tr><td>参考指標</td><td>参考指標①</td><td>振り込め詐欺（恐喝）の検挙率</td></tr>
<tr><td>業績目標達成のために行う施策</td><td colspan="2">○　総合的な振り込め詐欺対策の推進
○　関係警察相互の連携
○　広報啓発活動の推進
○　振り込め詐欺対策のための資機材の整備
○　犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</td></tr>
<tr><td>政策所管課</td><td colspan="2">捜査第二課、生活安全企画課</td></tr>
</table>

基本目標２　業績目標５　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：ＤＮＡ型データベースの活用状況（活用件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型データベースの活用件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型データベースの効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型データベースの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例） 達成目標：簡易画像処理装置（注）の活用状況を含めた画像処理件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 注：画像の明暗調整等簡易な画像処理を行う装置 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：情報技術解析の活用状況（技術支援件数及び効果的事例） 達成目標：技術支援件数について、過去５年間の増加傾向を維持する。また、情報技術解析の効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査において電磁的記録の解析を行う件数（技術支援件

		数）の増加は、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行う施策	○　科学捜査のための研究の推進 ○　ＤＮＡ型データベースの適正な運用 ○　ＤＮＡ型鑑定資機材の整備 ○　情報技術解析用資機材の増強、警察職員への研修及び国内外関係機関との連携等、情報技術解析に係る取組みを強化	
政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	

基本目標２　業績目標６　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	被疑者取調べの適正化の更なる推進	
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「適正化規則」という。）に定める監督対象行為の発生件数 達成目標：適正化規則に定める監督対象行為の発生件数の減少を図る。 基準年：21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 不適正な取調べにつながるおそれのある行為として適正化規則において定めた監督対象行為の発生件数の減少は、被疑者取調べの適正性の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備状況 達成目標：取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備率を100％にする。 基準年：20～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 適正化規則の制定に先立ち、警察が当面取り組むべき施策として20年１月に取りまとめた「警察捜査における取調べ適正化指針」においては、適正な取調べを担保するための措置として、取調べ状況の把握を容易にするための施設整備の一層の充実が掲げられているところ、透視鏡の整備状況は、被疑者取調べの適正性の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況（実施件数及び事例） 達成目標：捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修を的確に実施する。 基準年：21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況は、被疑者取調べの適正化のための措置の達成度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　被疑者取調べ監督に係る実地点検及び指導の強化 ○　取調べ状況の把握を容易にするための透視鏡の整備 ○　研修（取調べ専科等）の実施	
政策所管課	刑事企画課、総務課	

基本目標３　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	暴力団は、依然として、組織の威力を最大限に利用しながら、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っていることから、これらに対する取締りを強化するなど暴力団の資金源を封圧する対策を重点的に推進することによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員 達成目標：暴力団構成員等の検挙人員を前年より増加させる。 基準年：21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等の検挙人員の増加は、暴力団の人的基盤に対する打撃となることから、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第９条(法人等経営支配)、第10条（犯罪収益等隠匿)、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数等は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：銀行取引及び証券取引に係る暴力団排除条項の整備率 達成目標：全国銀行協会会員銀行における融資取引及び普通預金取引等並びに日本証券業協会会員会社における証券取引に係る暴力団排除条項の整備率を向上させる（目標整備率：融資取引80%以上、融資取引以外の銀行取引50%以上、証券取引80%以上)。 基準年：21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等反社会的勢力は、銀行取引や証券取引を利用してマネー・ローンダリング等資金獲得・運用を行っていることから、警察が関係機関と連携して銀行や証券会社に働きかけ、銀行取引、証券取引に係る暴力団排除条項の整備率を向上させること

		は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：公共工事における暴力団排除件数 達成目標：公共工事における警察からの通報による暴力団排除件数を過去３年間の平均より増加させる。 基準年：19年～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 　暴力団は、全国的に公共工事に介入して多額を資金を獲得していることから、公共工事において、警察からの通報により、暴力団関係企業を排除した件数を増加させることは、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に係る行政命令の発出件数
業績目標達成のために行う施策	○　暴力団犯罪の取締りの強化 ○　暴力団対策法の的確かつ積極的・効果的な運用 ○　暴力団及び暴力団と共生する者の実態解明の推進 ○　暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援 ○　暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 ○　19年７月の第９回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 ○　各種暴力排除活動の推進 ○　行政機関、業界団体等との連携強化	
政策所管課	暴力団対策課、企画分析課	

基本目標３　業績目標２　平成22年度実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物の多くが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売にかかわる組織の弱体化につながる取締りを強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：薬物事犯の検挙人員 達成目標：薬物事犯の検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 薬物事犯には、需要（末端乱用者等）と供給（営利犯）の両面が存在しており、取締り等の薬物対策においては、どちらか一方をおろそかにしては有効な対策となり得ず、両面を見据えた対策が必要であることから、需要と供給の両面を含む薬物事犯の検挙人員は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：営利目的による薬物事犯の検挙人員 達成目標：営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、営利目的で薬物の不正取引に関与し、国内に大量の薬物を流入させ、その密売を敢行していることから、営利目的による薬物事犯の検挙人員の増加は、薬物の供給を削減し、薬物密輸・密売組織から収益獲得の機会を奪うとともに、薬物密輸・密売組織に人的な打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）、第７条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第３項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、薬物の密輸・密売から得られる収益によって組織の維持、拡大を図っていることから、薬物犯罪収益等のはく奪につながる麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条第３項の適用件数等の増加は、薬物密輸・密売組織の資金獲得活動に打撃を与えることとなり、薬物密輸・密売組織

	の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標① 薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合
業績目標達成のために行う施策	○　薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 ○　末端乱用者に対する取締りの強化 ○　薬物事犯取締活動強化月間の実施 ○　薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 ○　密輸・密売対策用装備資機材の整備 ○　国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化
政策所管課	薬物銃器対策課

基本目標３　業績目標３　平成22年度実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
業績目標の説明	暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数 達成目標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去５年間の平均より減少させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、勢力維持・拡大のための対立抗争等において銃器発砲事件を発生させるが、暴力団による銃器犯罪に対する取締りが強化されれば、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生が抑制されることとなることから、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員 達成目標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 主として、暴力団が組織的に銃器使用による凶悪事件を発生させているところ、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件に対する取締りが強化されれば、暴力団に対し、人的打撃を与えることとなることから、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数 達成目標：暴力団員構成員等からのけん銃の押収丁数を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等が所持するけん銃の押収が強化されれば、暴力団に対し、物的打撃を与えることとなることから、暴力団員等からのけん銃の押収丁数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	銃器発砲事件の発生件数

	参考指標②	けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員
	参考指標③	けん銃の押収丁数
業績目標達成のために行う施策	○　犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化 ○　けん銃取締り特別強化月間の実施 ○　銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施 ○　けん銃110番報奨制度の実施 ○　銃器摘発用装備資機材の整備 ○　国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化	
政策所管課	薬物銃器対策課、暴力団対策課	

基本目標３　業績目標４　平成22年度実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対応するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例） 達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 国際組織犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラと組織的な背景を有する来日外国人犯罪が治安への重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の犯罪インフラ及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：国外逃亡被疑者等（注１）（うち外国人）の検挙・処罰件数（注２）及び事例 注１：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 注２：出入国審査で被疑者を発見し又は外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した件数及び外国に所在する被疑者に対して国外犯処罰規定が適用された件数 達成目標：国外逃亡被疑者等（うち外国人）の検挙・処罰件数の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 国外逃亡被疑者等の数は10年以降大きく増加しており、「逃げ得」を許さないための取組みである、国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙、国外に逃亡した被疑者の引渡しを受けての検挙及び国外犯処罰規定の適用の状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標②	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標③	来日外国人犯罪の共犯件数
	参考指標④	国外逃亡被疑者等の推移
業績目標達成のために行う施策	○　法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の実施 ○　各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 ○　来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 ○　国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 ○　事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）及び外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ）の円滑な運用 ○　国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識及び技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施	
政策所管課	国際捜査管理官	

基本目標３　業績目標５　平成22年度実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	犯罪収益対策の推進	
業績目標の説明	犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）は、組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪収益の移転によりこれを没収等ではく奪し、又は被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪収益の移転を防止するとともに、取締りによってこれをはく奪する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数 達成目標：疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数の増加傾向を維持する。 基準年：19～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引の届出は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に金融機関等が行うものであるが、これが増加すれば、犯罪収益に係る実態把握が進むことから、同届出件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。 また、国家公安委員会・警察庁は疑わしい取引の届出情報を集約して整理・分析を行った後、捜査機関等に提供しているが、情報提供件数が増加すれば、各捜査機関等においてマネー・ローンダリング事件の捜査等に活用される機会が増え、ひいては犯罪収益の移転防止につながることから、同提供件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数 達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引に関する情報を端緒とする事件の検挙は、犯罪収益に係る取引を阻止又は抑止するものであるが、これが増加すれば、犯罪収益の移転の防止につながることから、疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：組織的犯罪処罰法（第９条、第10条、第11条及び第23条）及び麻薬特例法（第５条、第６条、第７条及び第19条第３項）の適用件数及び没収保全額を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪組織は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネ

		ー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えることとなることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数等は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：外国ＦＩＵ（注１）との情報交換件数（注２） 注１：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のＦＩＵは、JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。 注２：情報交換件数は、①JAFICから外国ＦＩＵに対する情報提供依頼件数、②外国ＦＩＵからJAFICに対する情報提供依頼件数、③外国ＦＩＵからJAFICに対する自発的情報提供件数、④JAFICから外国ＦＩＵに対する自発的情報提供件数の合計を指すものとする。 達成目標：外国ＦＩＵとの情報交換件数を増加させる。 基準年：19～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 　国内ＦＩＵと外国ＦＩＵとの情報交換により、マネー・ローンダリング行為に係る各種情報等を関係国で共有することは、国際的な犯罪収益の実態把握及び追跡に資することから、外国ＦＩＵとの情報交換件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　疑わしい取引の届出制度についての特定事業者の理解と協力の確保 ○　疑わしい取引に関する情報の分析の強化 ○　組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用 ○　ＦＡＴＦ（注３）等国際的な枠組みへの積極的な参画と外国ＦＩＵとの連携の強化 注３：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年（元年）のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしている。	
政策所管課	犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官	

基本目標４　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">安全かつ快適な交通の確保</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">歩行者・自転車利用者の安全確保</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数

達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。

基準年：17年　　達成年：22年

目標設定の考え方及び根拠：
全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため（注）。
注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における目標として、歩行中・自転車乗用中死者数（歩行中又は自転車乗用中に交通事故に遭い死亡した者の数（交通事故の相手方の種別を問わない。））を22年までに約２割以上減少させることを掲げている。</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：歩行者と自転車との交通事故件数

達成目標：歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。

基準年：17年　　達成年：22年

目標設定の考え方及び根拠：
自転車については幅広い利用者がいる一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。</td></tr>
<tr><td>参考指標</td><td>参考指標①</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>業績目標達成のために行う施策</td><td colspan="2">○　生活道路対策及び幹線道路対策の推進
○　歩行空間のバリアフリー化
○　反射材の普及促進
○　薄暮時の早め点灯の促進
○　高齢者に対する交通安全教育の充実
○　改正道路交通法の施行（20年６月）を踏まえた自転車の通行ルールの周知徹底
○　自転車側面への反射材の備付け
○　自転車の走行空間の確保
○　自転車に係る交通安全教育の推進
○　自転車利用者に対する街頭指導の強化
○　自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化
○　児童・幼児用ヘルメットの着用促進</td></tr>
<tr><td>政策所管課</td><td colspan="2">交通企画課、交通指導課、交通規制課</td></tr>
</table>

基本目標４　業績目標２　平成22年度実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止	
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 達成目標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を前年よりも減少させた上、達成年までに約１割以上抑止する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高めるなどの措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る指標となるため（注）。 注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約１割以上抑止することを掲げている。
参考指標	参考指標①	70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行う施策	○　信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等 ○　講習予備検査の適正な実施 ○　講習予備検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施 ○　臨時適性検査の的確な実施 ○　高齢者講習の充実による運転継続支援 ○　高齢運転者標識の使用促進 ○　高齢運転者等への支援の実施	
政策所管課	交通企画課、交通規制課、運転免許課	

基本目標４　業績目標３　平成22年度実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	依然として飲酒運転による死亡事故が多発していること等から、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 達成目標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少傾向を維持する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数 達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数の減少傾向を維持する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	暴走族構成員の検挙件数
業績目標達成のために行う施策	○　悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化 ○　使用者の背後責任の追及等 ○　総合的な暴走族対策の推進 ○　科学的な交通事故事件捜査の推進 ○　悪質･危険運転者に対する迅速･的確な行政処分の実施 ○　常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究の実施 ○　取消処分者講習、停止処分者講習等の充実	
政策所管課	交通企画課、交通指導課、運転免許課	

基本目標４　業績目標４　平成22年度実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられたことも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用徹底、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：シートベルト（チャイルドシートを含む）非着用死者数 達成目標：シートベルトの着用を徹底し、シートベルト非着用死者数の減少傾向を維持する（注）。 注：「交通安全対策推進プログラム」（平成18年４月策定）において、警察における目標として、「シートベルト非着用による死者数を減少させる。チャイルドシート不使用による死者数を減少させる。」ことを掲げている。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： シートベルトは、法令で着用が義務づけられているものの、未だシートベルト非着用死者数が800人を超えており、また、シートベルト非着用時の致死率は高いことから、シートベルトの着用を徹底させる施策を推進しているところ、シートベルト非着用死者数は、シートベルト着用徹底の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	過去５年間のシートベルト着用者率（自動車乗車中の死傷者に占める着用の死傷者の割合）
	参考指標②	過去５年間のチャイルドシート使用率
業績目標達成のために行う施策	○　義務化を踏まえた取締りの実施及び積極的な広報啓発活動による後部座席等におけるシートベルトの着用徹底 ○　保護者に対する効果的な広報啓発・指導によるチャイルドシートの正しい使用の徹底	
政策所管課	交通企画課	

基本目標４　業績目標５　平成22年度実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	社会資本整備重点計画（平成21年３月31日閣議決定：計画期間平成20年度～24年度）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 ○　信号機の高度化等により、死傷事故を約４万件／年抑止 ○　あんしん歩行エリアの整備（注１）により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約２割抑止 ○　事故危険箇所対策（注２）により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注１：死傷事故発生割合の高い582地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注２：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,396箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。
	業績指標②	指標：信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量 達成目標：信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-C02／年削減させる。 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。
	業績指標③	指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間／年短縮させる。 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。
	業績指標④	指標：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合

		達成目標：原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路すべてにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。 基準年：19年度　　達成年：24年度 目標設定の考え方及び根拠： 　移動等円滑化の促進に関する基本方針において目標として設定されており、また、社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　特定交通安全施設等整備事業 ・　信号機、道路標識及び道路標示の整備 ・　交通管制センターの整備	
政策所管課	交通規制課	

基本目標５　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案等（注）の予防鎮圧 注：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：重大テロ事案等の発生状況（事例） 達成目標：重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案等の発生状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成目標：的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行う施策	○　2010年ＡＰＥＣに向けた警戒警備等の実施 ○　重要施設等の警戒警備 ○　重大テロ事案等対処に係る各種訓練 ○　大規模警衛・警護警備	

	○　関係機関との情報交換等の連携
政策所管課	警備課、警備企画課

基本目標５　業績目標２　平成22年度実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：災害警備活動の実施状況（事例） 達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 災害警備活動の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び出動延べ人員
	参考指標②	広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員
業績目標達成のために行う施策	○　災害警備活動 ○　大規模災害対策用資機材の整備 ○　関係機関との情報交換等の連携 ○　重大事案対処に係る各種訓練	
政策所管課	警備課	

基本目標５　業績目標３　平成22年度実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	主要警備対象勢力（注）による違法事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 注：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例） 達成目標：主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：入国管理局との合同摘発を始めとする関係機関との連携状況（不法滞在者数及び合同摘発人員数の推移並びに摘発事例） 達成目標：関係機関と連携を強化する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 ○　入国管理局等関係機関との連携	
政策所管課	公安課、外事課	

基本目標５　業績目標４　平成22年度実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、諜報・国際テロ等の未然防止に向けた取組み及びこれら事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：国際テロの発生状況（事例） 達成目標：国際テロの未然防止を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 国際テロの発生状況は、国際テロの未然防止に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組み状況（事例） 達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に的確に対処する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組み状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　官邸、関係機関等との連携 ○　外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 ○　情報収集・分析機能の強化	
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	

基本目標６　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額及び平成20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額） 達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。 （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標②	指標：身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。 （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標③	指標：犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する被害者相談専門要員の配置数、その他の被害者相談専門要員の配置数） 達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。 （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
	業績指標④	指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加が総合的

		な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。 （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
参考指標	参考指標①	刑法犯による死者及び重傷者数の数
	参考指標②	主な身体犯の犯罪認知件数
	参考指標③	交通事故による死者及び重傷者の数
	参考指標④	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づく給付制度の運用状況
業績目標達成のために行う施策	○　被害者支援推進計画の推進 ○　被害者支援に対する適正な支援の推進 ○　研修（被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科）の実施 ○　広報の推進 ○　全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進	
政策所管課	給与厚生課	

基本目標７　業績目標１　平成22年度実績評価計画書

基本目標	安心できるＩＴ社会の実現	
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	
業績目標の説明	ＩＴが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワークを悪用した犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できるＩＴ社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：不正アクセス行為の検挙率 達成目標：不正アクセス行為の検挙率を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠 不正アクセス行為の対象となり得るＩＴの利用機会が増大している中、不正アクセス行為の検挙率の増加は、ＩＴ社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標②	指標：サイバーテロの発生状況 達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、ＩＴ社会における情報セキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となるため。
	業績指標③	指標：技術支援件数 達成目標：技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年度　　達成年：22年度 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査において電磁的記録の解析を行う件数（技術支援件数）の増加は、ＩＴ社会における情報セキュリティの確保の度合いを図る一つの指標となるため。
	業績指標④	指標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数 達成目標：ネットワーク利用犯罪の検挙件数について、最近の増加傾向を維持する。 基準年：17～21年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪の実行に不可欠な手段としてネットワークを利用する犯罪の検挙件数の増加は、ネットワークを悪用した犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。
参考指標	参考指標①	サイバー犯罪等に関する相談受理件数
	参考指標②	インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及

		び有害情報件数
	参考指標③	出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数
	参考指標④	インターネット利用者数
業績目標達成のために行う施策	○　捜査官の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化 ○　警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化 ○　各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発 ○　サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化 ○　国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 ○　先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進 ○　情報技術解析に係る会議の開催等による国内外関係機関との連携強化 ○　総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化 ○　ホットライン業務（注）の効果的運用 注：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報）、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務 ○　外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用 ○　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用	
政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	